

目的

屋外広告物は街並みに活気を与える重要な役割を担っているとともに、住民の暮らしにおいて、また駒ヶ根へ訪れるみなさんにとって、必要不可欠なものです。

駒ヶ根市では屋外広告物等の表示または設置において、適正な維持管理の推進や、よりデザイン化された広告物への誘導、またより良い景観の創出のため、平成27年4月1日から市独自の条例として、駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例がスタートしました。

この条例では、今までの長野県屋外広告物条例に代わって市内全域を対象に屋外広告物等の規制基準や申請手続きなどを定めています。

禁止地域…住居専用地域、中道自動車道及び県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線沿道の一部地域
この地域内では一部の適用除外を除き広告物の表示設置が禁止されています。
(禁止地域については長野県屋外広告物条例と変更はありません。)

許可地域…禁止地域を除く市内全域で一定規模以上の屋外広告物は許可申請が必要となります。
(以下許可申請不要の基準と許可の基準)

広告種別	許可不要の基準 (基準内であれば許可不要で掲示できます)	許可の基準 (基準内であれば許可を受けて掲示できます)
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物を含む高さ13m以下かつ広告物の高さが建物の高さの1/2以下 建物の横にはみださない 	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の高さが5m以下かつ建物の高さに対し2/3以下 建物の横にはみださない
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の当該設置面積の2/10以下 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の当該設置面積の4/10以下 (ただし彩度8以下の切り文字を使用し動光等使用されていないものは5/10以下)
自己の営業所がある敷地内に設置する建植看板	<ul style="list-style-type: none"> 高さ8m以下 1面の面積10㎡以下 合計面積20㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ10m以下 1面の面積20㎡以下 合計面積40㎡以下 動光等使用したものは合計面積10㎡以下
袖看板	<ul style="list-style-type: none"> 1面の面積3㎡以下、合計6㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> 動光等使用したものは合計3㎡以下 (動光等使用していないものは面積の上限なし)
	以下共通事項	
案内看板 自己の営業所がある敷地外に設置する建植看板 (複数の企業が共同で掲出する場合には優遇措置がありますのでお問い合わせください)	<ul style="list-style-type: none"> ○広告板 <ul style="list-style-type: none"> 高さ4m以下 1面の面積4㎡以下 合計面積8㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> ○広告板 <ul style="list-style-type: none"> 高さ5m以下 1面の面積10㎡以下 合計面積20㎡以下 動光等使用したのものについては当該部分が1㎡以下 ○広告塔 <ul style="list-style-type: none"> 高さ8m以下 2方向への面積16㎡以下 合計面積32㎡以下 動光等使用したのものについては当該部分が1㎡以下
広告旗(のぼり旗など)	<ul style="list-style-type: none"> 旗の大きさ 縦1.8m以下、横0.6m以下 高さ3m以下 設置間隔5m以上離れたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 旗の大きさ 縦1.8m以下、横0.6m以下 高さ3m以下 設置間隔3m以上離れたもの
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 反射する素材を使用しない事 動光等使用した場合は当該部分の面積の合計1㎡以下であること 	

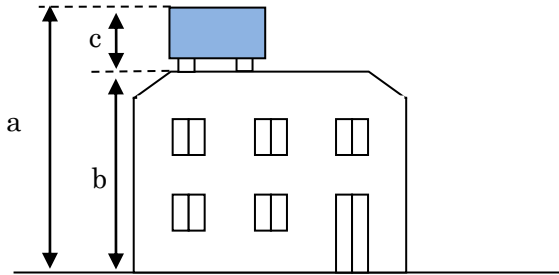
※ 広告物の地色の彩度は1.5未満として下さい。

(地色：使用面積が最大のもの)

屋上広告物

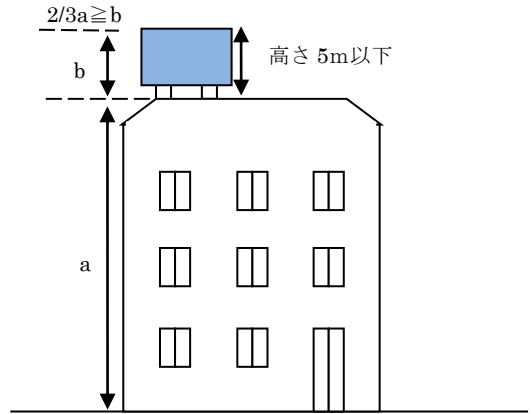
許可不要の基準

建築物を含む高さ 13m以内かつ
広告物の高さが建物の高さの 1/2 以下
建物の横にはみ出さない
 $13\text{m} \geq a$ かつ $1/2 b \geq c$
動光 1m^2 以下



許可の基準

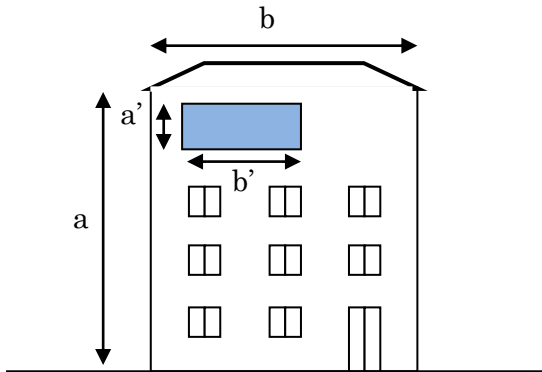
広告物の高さが 5m以下かつ
建物の高さに対し 2/3 以内
建物の横にはみ出さない



壁面広告物

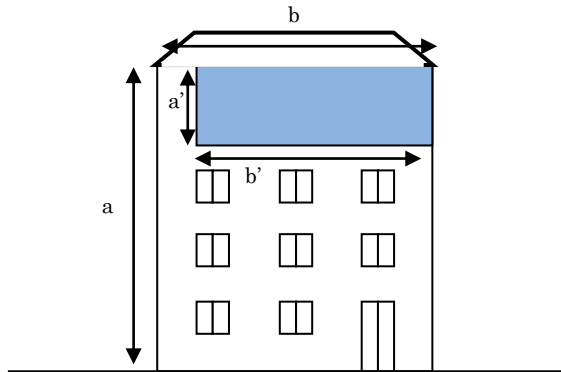
許可不要の基準

建築物の当該設置面積
の 2/10 以下
 $2/10ab \geq a'b'$
動光 1m^2 以下



許可の基準

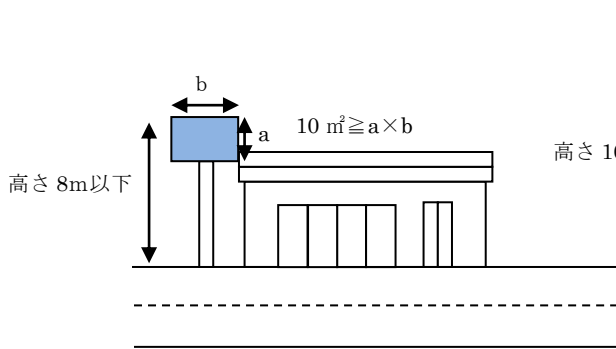
建築物の当該設置面積の 4/10 以下
 $4/10ab \geq a'b'$
(ただし彩度 8 以下の切り文字を使用し
動光等が使用されていないものは 5/10 以下)



地上に設置する広告物で自己の営業所がある敷地内に設置するもの（以下自己用広告物）

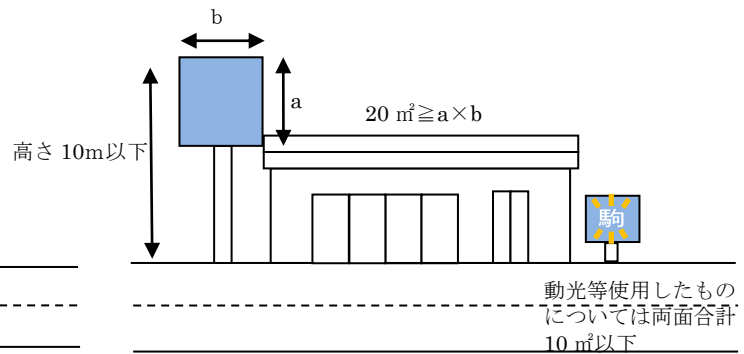
許可不要の基準

高さ 8m以下
1面の面積 10 m²以下
合計 20 m²以下
動光 1 m²以下



許可の基準

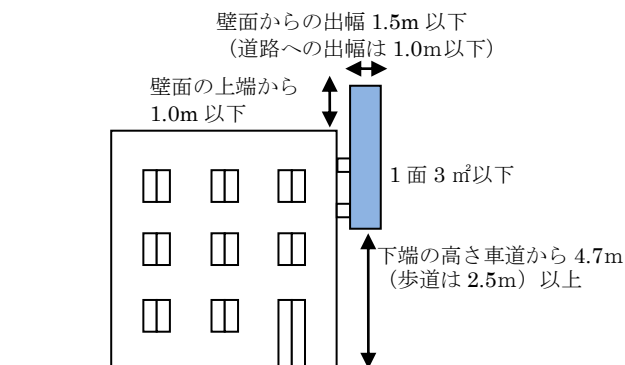
高さ 10m以下
1面の面積 20 m²以下
合計 40 m²以下
動光等使用したものは合計 10 m²以下



袖看板

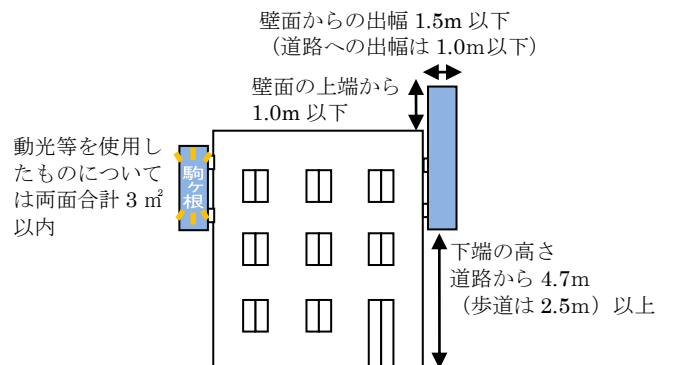
許可不要の基準

壁面からの出幅 1.5m以下
道路への出幅 1.0m以下
壁面上端の出幅 1.0m以内
下端の高さ車道から 4.7m以上
歩道の場合は 2.5m以上
1面の面積 3 m²以下
計 6 m²以下 動光 1 m²以下



許可の基準

壁面からの出幅 1.5m以下
道路への出幅 1.0m以下
壁面上端の出幅 1.0m以内
下端の高さ車道から 4.7m以上
歩道の場合は 2.5m以上
動光等を使用したものは合計 3 m²以内



案内看板

自己用以外で地上に設置する広告物

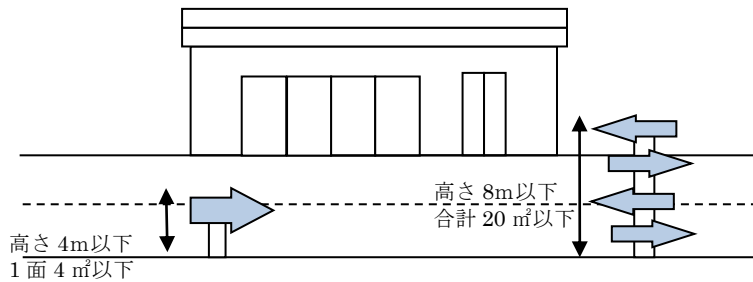
許可不要の基準

高さ 4m以下

1面の面積 4 m²以下

合計 8 m²以下

(ただし2以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあつては、表示する広告物の数が1件増すごとに高さ1m、面積2 m²を加える。ただし高さ8m、合計面積20 m²を限度とする)



許可の基準

広告板

高さ 5m以下

1面の面積 10 m²以下

合計 20 m²以下

動光等使用したものについては当該部分が 1 m²以下

(ただし2以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあつては、表示する広告物の数が1件増すごとに高さ2m、面積3 m²を加える。ただし高さ10m、合計面積40 m²を限度とする)

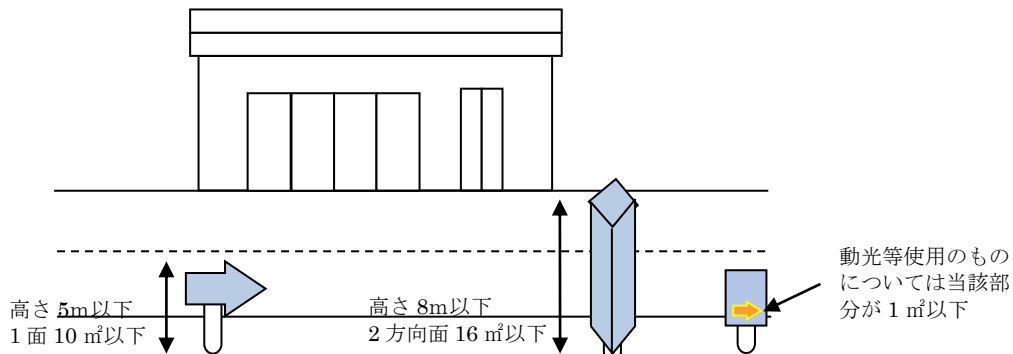
広告塔

高さ 8m以下

2方向の面積 16 m²以下

合計 32 m²以下

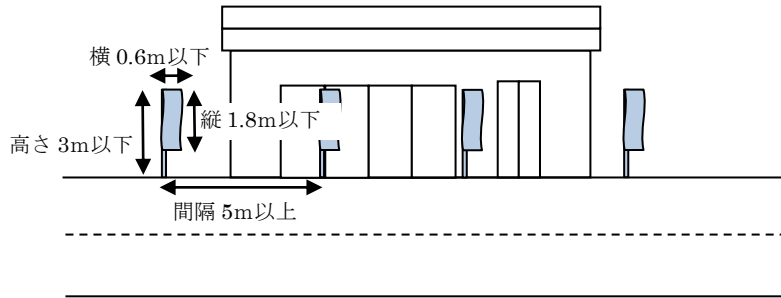
動光等使用したものについては当該部分が 1 m²以下



広告旗（のぼり旗等）

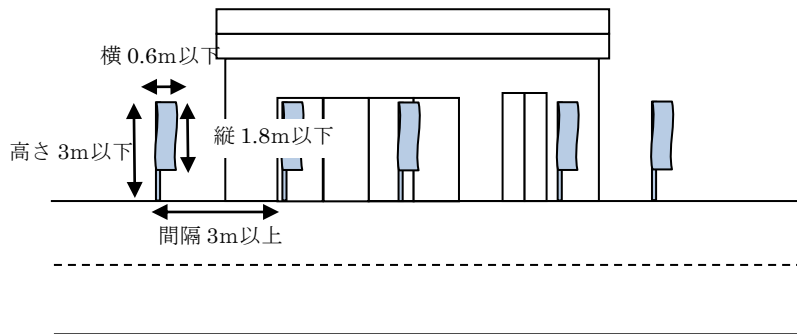
許可不要の基準

大きさ 縦 1.8m以下 横 0.6m以下
高さ 3m以下
設置間隔 5m以上



許可の基準

大きさ 縦 1.8m以下 横 0.6m以下
高さ 3m以下
設置間隔 3m以上



許可地域における適用除外（許可不要）

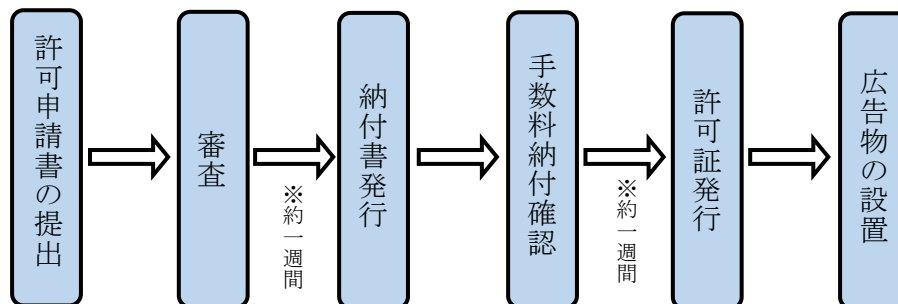
- ① 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの（条例第8条第1項第1号）
- ② 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの（条例第8条第1項第2号）
- ③ 国又は地方公共団体が公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの（条例第8条第1項第3号）
- ④ 祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの（条例第8条第1項第4号）
- ⑤ 表示期間が30日を超えない一時的又は仮設的なもので表示期間及び責任者の住所氏名が明示されたもの（条例第8条第2項第1号イ及び規則第6条第2項第2号）
- ⑥ 営利を目的としない一定基準内のもの（条例第8条第2項第1号ウ及び規則第6条第2項第3号）
- ⑦ 他の法令の許可を受けて表示設置するもので一定基準内のもの（条例第8条第3項第3号及び規則第6条第4項）
- ⑧ 許可地域内で許可申請を要しない広告物に掲げるもの（条例第8条第3項第1号及び規則第6条第3項）

許可申請手数料について

許可を受けられる際には、許可申請手数料を収めていただくようになります。手数料の金額については面積等によって異なりますので下記の表をご覧ください。

種別	広告物の大きさ	金額（1個当たり）	許可期間
広告板類、広告塔類、 アーチ類 (屋上、壁面、袖看板 等)	2㎡未満のもの	800円	3年
	2㎡以上5㎡未満	1,300円	
	5㎡以上10㎡未満	2,100円	
	10㎡以上15㎡以下	4,100円	
	15㎡を超えるもの	4,100円に15㎡を超えて5㎡ごとに800円を加えた額	
動光、点滅照明、ネオン等を使用したもの (以下動光等)	5㎡未満	1,500円	3年
	5㎡以上10㎡未満	2,300円	
	10㎡以上15㎡以下	4,500円	
	15㎡を超えるもの	4,500円に15㎡を超えて5㎡ごとに800円を加えた額	
立看板、広告幕	上記表に準ずる	上記表に準ずる	6ヶ月
広告旗（のぼり旗等）	1個につき	100円	
アドバルーン	1個につき	3,200円	
張り紙、張り札	10枚につき	100円 (10枚未満の端数があるときは10枚に切り上げる)	

許可申請の手続きの流れ



今後のスケジュール

既存（2015年3月以前設置）物件について

この条例は、条例施行前に表示・設置された屋外広告物も対象となります。既存の屋外広告物は、下記の表に示したスケジュールのとおり今後9年間で本条例の基準に沿っていただくようお願いします。

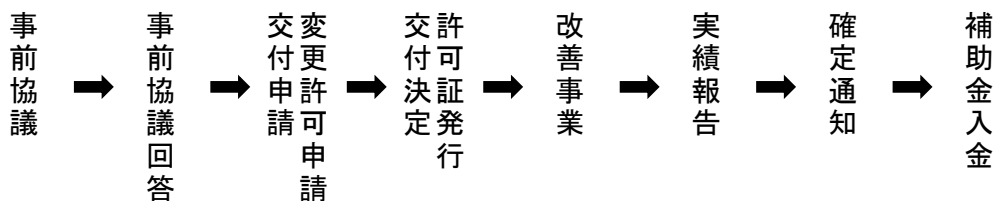
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
現行のまま設置可 (申請準備期間)			不適合でも許可 (基準適合への準備期間)			不適合許可不可			不適合の広告物は全て指導対象となります。
既存のもので許可基準に適合しないものも許可をします。ただし、許可不要のもの以外は2017年度末までに必ず許可申請をしてください。			基準に不適合なものでも一回だけ更新ができます。ただし、許可申請時に広告物の改善計画を添付してください。			許可期間が切れるまでに新基準に適合させるか除却をお願いします。			

今後、屋外広告物を新設される際や、付け替えられる際にはご相談いただきますようお願いいたします。

屋外広告物改善事業補助金制度がスタートしました。

区分	補助率			限度額
	2015～2017年度	2018～2020年度	2021～2023年度	
適合化事業 既存広告物の新基準への適合化	1/2	1/2	1/3	1,000,000
改善促進事業 基準を超える既存自己用広告物の許可不要基準への適合化	-	3/4	2/3	1,500,000
高質化事業 優良意匠広告物の設置	1/2	1/2	1/2	200,000
イーゼル看板の設置	1/2	1/2	1/2	10,000
上伊那統一デザインに沿った広告物の設置	1/2	1/2	1/2	20,000
モデル事業 (複数の広告物の集合化等)	1/2	1/2	1/3	500,000

補助申請の流れ



※補助を受けられる際には、事前協議が必要となります。詳しくは下記までお問合せ下さい。

お問い合わせ先：駒ヶ根市役所建設部 都市計画課 景観建築係
 Tel : 0265-83-2111 Fax : 0265-83-1278
 Mail: toshi@city.komagane.nagano.jp
 URL http://www.city.komagane.nagano.jp/